

平成31年度

子育て推進部当初予算の概要

平成31年2月

子育て推進部

平成31年度当初予算 子育て推進部 主要施策の体系

平成31年2月

県政運営の
基本的考え方

■ 郷土愛を育み未来を築く子育て支援・多彩に活躍する人づくり

■ いのちと暮らしを守る安全安心な社会の構築

凡例：★新規 ◎拡充 ○継続

1 結婚支援の充実・強化

(1) 出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援

- ◎ 「やまがた出会いサポートセンター」の機能強化(マッチングシステムの機能強化・企業間交流の拡大)、「やまがた縁結びたい」のボランティア仲人活動への支援など結婚支援の充実
- 若い世代の結婚新生活を後押しする住居費等の経済的支援

(2) 結婚観・家庭観の醸成のための将来を見据えたライフデザイン形成支援

- 学生や企業の若手社員を対象としたライフデザインセミナーの開催

2 子育て支援の充実・強化

(1) 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり

- ★ 少子化対策、子育て支援を推進するための次期「やまがた子育て応援プラン(仮称)」の策定
- ★ 妊娠から出産、子育てに関する支援情報等を総合的に提供する子育て応援サイト(スマートフォン対応)の開設
- 赤ちゃんの誕生と子育て家庭を社会全体で応援するメッセージ・ギフトを贈呈する市町村への助成
- 母子保健コーディネーターの養成及び子育て世代包括支援センターの運営支援
- ◎ 不妊に悩む夫婦に対する専門相談、特定不妊治療及び男性不妊治療に対する医療費助成
- ◎ 妊娠・出産・育児等に関する相談・支援、小児慢性特定疾病児童等に対する支援
- 地域での祖父母世代と子どもたちとの世代間交流への支援

(2) 子育て家庭等に対する経済的支援

- 多子世帯における保育料の負担軽減
- 多子世帯及び低所得世帯における放課後児童クラブ利用料の負担軽減
- ★ 幼児教育・保育の無償化への対応
- ◎ 子育て支援医療給付事業や未熟児養育医療給付事業等への助成、小児慢性特定疾病児童等に対する医療給付

(3) 待機児童解消と保育サービス等の充実

- 届出保育施設の認可化移行のための施設整備や低年齢児受入れのための認可保育施設の整備、企業主導型保育施設の整備への支援など、低年齢児受入れ枠拡大の加速
- 認定こども園、保育所、私立幼稚園、放課後児童クラブ等の整備・運営等への助成
- ◎ 経験年数・技能に応じた保育士等の処遇改善、保育士修学資金や潜在保育士就職準備金の貸付、県外保育士養成校生の県内保育施設への就職促進など、保育人材確保のための取組強化
- ★ 巡回支援・指導による保育施設の質の確保・向上
- ◎ ファミリー・サポート・センター事業や一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業等、医療的ケア児保育支援モデル事業などによる多様な保育ニーズへの対応

3 特に支援を必要とする子どもや家庭等への支援の充実・強化

(1) ひとり親家庭への総合的支援と貧困の世代間連鎖を防止するための支援の充実

- ★ 子ども食堂等に取り組む団体に対する運営経費の助成と相談・支援体制の整備による子どもの居場所づくりの推進
- ◎ ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援
- ◎ ひとり親家庭の親が資格取得のために養成機関へ入学する場合の入学準備金、修学中の生活費や家賃の支援等、資格取得から就職までの切れ目のない一体的な支援
- ひとり親家庭応援センターにおける市町村等関係機関と連携した総合的な相談・支援
- ◎ ひとり親家庭等医療給付事業への助成、児童扶養手当の支給と母子父子寡婦福祉資金の貸付
- ★ ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のための支援施策の検討に向けたひとり親家庭の生活実態調査

4 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男女共同参画の推進

- 男女共同参画推進員による出前講座やデートDV予防教育実践者セミナーの開催
- 「山形県男女共同参画センター(チェリア)」における研修、団体活動支援、相談、情報提供等の実施
- ★ 男女共同参画及び女性活躍の推進のための支援施策の検討に向けた県民意識・企業実態調査の実施

(2) 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの取組強化

- 女性の活躍及び職場環境の整備を推進するための「やまがた女性活躍応援連携協議会」の開催
- マザーズジョブサポート山形・庄内における女性の就労相談、仕事と子育ての両立のための情報提供、託児サービスの提供などによるワンストップ支援の実施、各地域における出張相談会の開催
- 多様な分野で活躍する女性の異業種交流会(女性のキャリア形成)の開催
- ★ 企業における女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進に向けたコーディネーターの配置(商工労働部との連携事業)
- ◎ 「やまがた子育て・介護応援いきいき企業(仮称)」の認定と“女性の管理職登用”や“社員の介護休暇等の取得”などに対する奨励金の交付等による企業の取組促進
- ◎ 「やまがた企業イクボス同盟」の活動による企業経営層の意識醸成と悩みや課題の共有等を目的とした企業担当者向け研修会(県内2地域)の開催による取組促進
- ★ 企業における女性活躍を推進する「やまがたウーマンミクス塾」の開催

5 若者が活躍できる環境づくりの推進

(1) 子ども・若者の育成に向けた支援

- ★ 山形県子ども・若者ビジョンの改訂
- いじめ・非行の防止・根絶に向けた“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動」の展開
- インターネットの適正利用に向けた研修会の開催など青少年の健全育成のための取組みの推進

(2) 若者が活躍できる基盤づくりへの支援

- 地域で活動する若者グループの相談受付やサポートを行うコンシェルジュ等の配置など活動支援の充実
- 若者活動の発表の場「若者まつり」の開催と活動内容のラジオ等での情報発信
- 地域の元気創出に向けた若者のチャレンジ・アイデア実現に対する支援

(3) 社会参加に困難を有する若者への支援体制の充実強化

- NPO等と連携した社会参加に困難を有する若者の相談支援拠点の運営

(2) 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備

- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応から適切な保護指導、アフターケアに至るまでの切れ目のない対策の推進、里親支援など社会的養護体制の充実
- ★ 子どもの家庭養育優先原則等を推進するための社会的養育推進計画の策定
- 児童養護施設の入所者等に対する私立高校入学時納付金や運転免許取得費等の助成
- 児童養護施設退所者等に対する進学・就職・資格取得等に要する資金の貸付

(3) 東日本大震災による避難者への支援

- 避難家族に対する心のケアや子育て支援者の交流会の開催、避難児童の保育料等の負担軽減

平成31年度当初予算 子育て推進部総括表

(総合支庁予算含む)

1 一般会計

(1) 課別歳出予算額

(単位：千円)

	予算額(A)				30年度 当初 (B)	増減 (A-B)	前年比(%) (A/B)
		国庫	その他	一般財源			
子育て支援課	11,747,829	1,428,042	517,182	9,802,605	9,409,798	2,338,031	124.8
子ども家庭課	6,770,611	1,218,967	17,530	5,534,114	6,498,222	272,389	104.2
若者活躍・ 男女共同参画課	193,771	27,150	1,975	164,646	179,092	14,679	108.2
合 計	18,712,211	2,674,159	536,687	15,501,365	16,087,112	2,625,099	116.3

(2) 性質別歳出予算額

	予算額(A)				30年度 当初 (B)	増減 (A-B)	前年比(%) (A/B)
		国庫	その他	一般財源			
人 件 費	1,071,176	121,965	22,804	926,407	1,033,200	37,976	103.7
一般行政費	16,805,098	2,218,114	23,945	14,563,039	14,836,404	1,968,694	113.3
扶助費	10,122,859	1,125,641	9,923	8,987,295	8,758,028	1,364,831	115.6
補助費	6,272,004	996,690		5,275,314	5,695,933	576,071	110.1
物件費	410,155	95,783	13,942	300,430	382,305	27,850	107.3
積立金	80		80		138	▲ 58	58.0
投資的経費	826,592	334,080	489,645	2,867	205,208	621,384	402.8
一般公共	339,106	334,080	3,200	1,826	80,655	258,451	420.4
一般単独	487,486		486,445	1,041	124,553	362,933	391.4
繰 出 金	9,345	0	293	9,052	12,300	▲ 2,955	76.0
合 計	18,712,211	2,674,159	536,687	15,501,365	16,087,112	2,625,099	116.3

2 母子父子寡婦福祉資金特別会計

	予算額(A)				30年度 当初(B)	増減 (A-B)	前年比% (A/B)
		国庫	その他	繰越金			
合 計	206,384	0	111,030	95,354	330,432	▲ 124,048	62.5

平成31年度当初予算 主要事業一覧

部局名：子育て推進部

(単位：千円)

1 結婚支援の充実・強化

(1) 出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
1	子育て支援課	やまがたハッピーライフプロジェクト事業費(一部)	62,988	拡充	◇「やまがた出会いサポートセンター」の機能強化(マッチングシステムの機能強化・企業間交流の拡大)【拡充】 ◇「やまがた縁結びたい」によるボランティア仲人活動への支援 ◇若い世代の結婚新生活を後押しする住居費等の経済的支援(市町村実施)
			(うち当該事業分52,300)		
2	子育て支援課	子育て県民運動推進費(一部)	40,942	拡充	◇市町村が独自に実施する結婚支援のための人材育成や世代間交流事業等への支援
			(うち当該事業分3,600)		

(2) 結婚観・家庭観の醸成のための将来を見据えたライフデザイン形成支援

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
3	子育て支援課	やまがたハッピーライフプロジェクト事業費【再掲】(一部)	62,988	拡充	◇高校生・大学生や若手社員を対象とした、結婚観・家庭観を醸成するためのライフデザインセミナーの開催
			(うち当該事業分1,181)		
4	子育て支援課	子育て県民運動推進費【再掲】(一部)	40,942	拡充	◇市町村が独自に実施する乳幼児と児童生徒とのふれあい体験等への支援
			(うち当該事業分3,600)		

2 子育て支援の充実・強化

(1) 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
5	子育て支援課	子育て県民運動推進費【再掲】(一部)	40,942	拡充	◇山形県子育て基本条例に基づく、少子化対策、子育て支援を推進するための次期「やまがた子育て応援プラン(仮称)」の策定【新規】 ◇妊娠から出産、子育てに関する支援情報等を総合的に提供する子育て応援サイト(スマートフォン対応)の開設【新規】 ◇地域みんなで子育て応援団活動の展開 ◇やまがた子育て応援パスポート事業の展開 ◇結婚、妊娠・出産、子育てを応援する社会づくりの推進(地域少子化対策重点推進事業(市町村実施))
			(うち当該事業分37,342)		
6	子ども家庭課	妊娠・出産・子育て安心生活応援事業費	41,500	拡充	◇赤ちゃんの誕生と子育て家庭を社会全体で応援するメッセージ・ギフトを贈呈する市町村に対する助成 ◇母子保健コーディネーターの養成及び子育て世代包括支援センターの運営支援
7	子ども家庭課	母子保健推進強化事業費	3,006	拡充	◇各保健所における母子保健サービスの推進 ◇地域の実情に即した課題について関係機関と協議を行う母子保健推進協議会及び研修会の開催 ◇女性の健康の保持増進のための相談・健康教育や妊娠相談窓口の設置 ◇特に支援を必要とする妊婦に対する医療機関への同行支援や受診費用の助成【新規】
8	子ども家庭課	健やか妊娠支援事業費	124,625	拡充	◇不妊に悩む夫婦に対する専門相談や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発 ◇保険適用外の特定不妊治療及び男性不妊治療に対する医療費助成【拡充】

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
9	子ども家庭課	地域子ども・子育て支援事業費	23,665		◇市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など子育て支援事業への助成
10	子ども家庭課	未熟児養育費	9,164		◇市町村が実施する入院養育を必要とする未熟児に対する医療給付事業への負担金
11	子ども家庭課	小児慢性特定疾病対策費(一部)	158,292		◇小児慢性特定疾病児童等の自立支援の内容を協議する慢性疾病児童等地域支援協議会の開催 ◇自立支援員による相談支援や小児慢性特定疾病児童等とその家族同士の交流会の開催 ◇小児慢性特定疾病児童等に対し保健所が実施する長期療養児の相談指導、市町村が実施する日常生活用具の給付に対する助成
			(うち当該事業分8,479)		
12	子ども家庭課	新生児疾患早期発見対策事業費	30,370		◇先天性代謝異常等を早期に発見し、早期に治療・支援につなげるためのスクリーニング検査の実施
13	子育て支援課	地域で支える子育て安心事業費(一部)	87,109	拡充	◇地域での祖父母世代と子どもたちとの世代間交流の場の創設支援 ◇地域孫育てネットワークフォーラムの開催【新規】
			(うち当該事業分4,393)		
14	子育て支援課	子育て県民運動推進費【再掲】(一部)	40,942		◇市町村が独自に実施する三世帯同居・近居の理解を促進する活動、祖父母世代と地域の子どもたちによる世代間交流事業等への支援
			(うち当該事業分3,600)		

(2) 子育て家庭等に対する経済的支援の充実

① 保育・就園に係る経費の支援

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
15	子育て支援課	多子世帯における保育料負担軽減事業費	37,913		◇届出保育施設等を同時に2人以上の子どもが利用している世帯の保育料負担を軽減するための助成
16	子育て支援課	地域で支える子育て安心事業費【再掲】(一部)	87,109		◇低所得世帯の放課後児童クラブの利用料負担を軽減するための助成 ◇放課後児童クラブを兄弟姉妹で同時に利用している世帯の利用料負担を軽減するための助成
			(うち当該事業分82,716)		
17	子育て支援課	私立幼稚園にこにこ子育て支援事業(市町村総合交付金)	4,044		◇私立幼稚園に同時に2人以上の子どもが在園している世帯の保育料負担を軽減するための助成
18	子育て支援課	教育・保育給付費	6,796,197	拡充	◇認定こども園・幼稚園・民間立保育所等に入所している子どもの教育・保育等に要する経費に対する県負担(幼児教育・保育の無償化に伴う県負担相当額を含む【新規】) ◇幼児教育・保育の無償化に伴う市町村のシステム改修経費及び事務費に対する補助【新規】 ◇保育士等の処遇改善のためのキャリアアップ研修の実施

② 医療に係る経費の支援

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
19	子ども家庭課	子育て支援医療給付事業費	1,205,202	拡充	◇市町村が実施する乳幼児及び小・中学生（外来：小学3年生まで、入院：中学3年生まで）への医療給付事業に対する助成 ◇未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用【拡充】
20	子ども家庭課	ひとり親家庭等医療給付事業費	248,572	拡充	◇ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のため市町村が実施する医療給付事業に対する助成 ◇未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用【拡充】
21	子ども家庭課	未熟児養育費【再掲】	9,164		◇市町村が実施する入院養育を必要とする未熟児に対する医療給付事業への負担金
22	子ども家庭課	小児慢性特定疾病対策費【再掲】（一部）	158,292 (うち当該事業分 149,813)		◇小児慢性特定疾病児童等に対する医療給付

③ 子育て家庭への手当の支給による支援

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
23	子ども家庭課	児童手当給付事業費	2,343,768		◇中学校修了までの児童に対する児童手当の支給にかかる県負担金
24	子ども家庭課	児童扶養手当等施行事業費	1,048,103	拡充	◇父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進を図るための児童扶養手当の支給【拡充】 ◇精神又は身体に一定の障がいをもつ児童の福祉の増進を図るための特別児童扶養手当の支給

(3) 待機児童解消と保育サービス等の充実

① 待機児童対策の推進・保育サービスの充実

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
25	子育て支援課	認定こども園等整備推進費	768,255		◇認定こども園等の整備への助成 ◇認定こども園等の遊具及び園務改善のためのシステム導入経費への助成
26	子育て支援課	低年齢児受入加速化事業費	120,536		◇認可化移行を計画して施設整備を行う届出保育施設に対する助成 ◇低年齢児の受入れ枠拡大を行う認可保育施設の整備に対する助成 ◇企業主導型保育施設の整備に対する助成
27	子育て支援課	保育所整備資金利子助成事業費	1,954		◇社会福祉法人が独立行政法人福祉医療機構から借入れた整備資金の利子に対する助成
28	子育て支援課	保育士人材確保研修等事業費	47,750	拡充	◇保育士修学資金の貸付 ◇潜在保育士に対する就職準備金の貸付 ◇若年保育士の正規雇用に対する奨励金の交付 ◇保育士宿舍借上げ費用に対する助成 ◇保育士のトライアル雇用に対する助成 ◇県外保育士養成校生の県内回帰に向けたガイダンスの開催、県内保育施設での就業体験の促進【新規】
29	子育て支援課	待機児童ゼロ緊急プロジェクト事業費	22,373		◇年度途中の待機児童の受入れに向けた保育士加配への助成 ◇認可保育所等への移行を計画している届出保育施設等への運営費の助成 ◇認定こども園保育教諭の幼稚園教諭免許取得・更新費用の助成

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
30	子育て支援課	届出保育施設等すこやか保育事業費	46,272	拡充	◇入所児童の処遇向上を図るための、届出保育施設等における0～2歳児及び待機児童の受入れ等に対する助成 ◇届出保育施設等従事者のための研修経費への助成 ◇保育施設の質の確保・向上のための巡回支援・指導の実施【新規】
31	子育て支援課	放課後児童クラブ整備推進費	92,246		◇放課後児童クラブの創設・改築、改修等への助成
32	子育て支援課	放課後児童クラブ推進事業費	1,136,002		◇放課後児童クラブの運営及び指導員の処遇改善への助成 ◇放課後児童クラブにおける障がい児受入れに対する助成 ◇放課後児童支援員認定資格研修の実施
33	子育て支援課	私立学校一般補助金	642,805		◇私立幼稚園の振興と教育水準の維持向上を図るための経常的経費に対する助成
34	子育て支援課	私立幼稚園子育て支援事業費補助金	77,750		◇預かり保育や施設の地域開放を行う私立幼稚園に対する助成
35	子育て支援課	私立学校振興事業費	266		◇私立幼稚園教職員の資質向上を図るための研修事業に対する助成

② 多様な保育ニーズに応える環境整備

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
36	子育て支援課	地域子ども・子育て支援事業費	629,880		◇市町村におけるファミリー・サポート・センター事業や地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業等に対する助成
37	子育て支援課	特別保育事業費	32,790	拡充	◇児童館、へき地保育所及び届出保育施設等における障がい児の受入れに対する助成 ◇医療的ケア児保育支援モデル事業の実施【新規】

3 特に支援を必要とする子どもや家庭等への支援の充実・強化

(1) ひとり親家庭への総合的支援と貧困の世代間連鎖を防止するための支援の充実

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
38	子ども家庭課	ひとり親家庭・子どもの貧困対策総合推進事業費	64,255	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◇子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む団体に対する運営経費の助成【新規】 ◇子どもの居場所づくりサポートセンター（仮称）の設置による相談・支援体制の整備【新規】 ◇ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援の推進【拡充】 ◇ひとり親家庭の親が資格取得のために養成機関へ入学する場合の入学準備金、修学中の生活費や家賃の支援等、資格取得から就職までの切れ目のない一体的な支援【拡充】 ◇ひとり親家庭応援センターにおける市町村等関係機関と連携した総合的な相談・支援 ◇ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のための支援施策の検討に向けたひとり親家庭の生活実態調査【新規】
39	子ども家庭課	ひとり親家庭等医療給付事業費【再掲】	248,572	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◇ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のため市町村が実施する医療給付事業に対する助成 ◇未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用【拡充】
40	子ども家庭課	児童扶養手当等施行事業費【再掲】	1,048,103	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◇父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進を図るための児童扶養手当の支給【拡充】 ◇精神又は身体に一定の障がいをもつ児童の福祉の増進を図るための特別児童扶養手当の支給
41	子ども家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	206,384		<ul style="list-style-type: none"> ◇母子家庭や父子家庭等に対する経済的自立と生活意欲の助長に必要な資金の貸付

(2) 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備

① 児童虐待等の予防、早期発見、早期対応の推進

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
42	子ども家庭課	児童虐待対応強化推進事業費	2,087	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童虐待に適切に対応するための発生予防、早期発見・早期対応から適切な保護指導及びアフターケアに至るまでの切れ目のない対策の推進 ◇子どもの家庭養育優先原則等を推進するための社会的養育推進計画の策定【新規】
43	子ども家庭課	児童家庭支援センター運営事業費	22,019		<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の児童家庭相談及び関係機関との連絡調整を行う「児童家庭支援センター」の運営

② 社会的養護体制の充実

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
44	子ども家庭課	児童保護費 (児童養護施設等)	1,290,748		◇児童養護施設等の運営及び児童等の保護に必要な経費の負担
45	子ども家庭課	要保護児童生活環境改善 特別事業費	26,998		◇児童養護施設の入所児童等の生活環境改善のための改修等に対する助成
46	子ども家庭課	児童養護施設等入所児童 自立支援事業費	5,939		◇児童養護施設の入所者等の進学及び就職の機会確保のための私立高校入学時納付金や運転免許取得費等の助成
47	子ども家庭課	要保護児童自立支援資金 貸付事業費	1,144		◇児童養護施設等を退所し就職・進学する者の自立支援のために家賃、生活費、資格取得費の貸付けを行う事業に対する助成
48	子ども家庭課	里親制度推進事業費	4,001		◇里親制度の普及啓発、里親養成のための研修の実施、里親への養育支援の実施 等
49	子ども家庭課	社会的養護関係職員人材 育成事業費	1,737		◇児童相談所職員等の専門性向上や県立児童福祉施設職員の人材育成のための研修への派遣
50	子ども家庭課	児童養護施設職員資質向上 支援・人材確保事業費	1,343		◇児童養護施設職員の資質向上のための研修会等の開催 ◇新たなケア人材育成確保のための児童養護施設の実習生受け入れへの助成

③ 障がいのある児童への支援

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
51	子育て支援課	特別保育事業費【再掲】 (一部) (障がい児保育事業)	32,790 (うち当該事業分 3,738)		◇児童館、へき地保育所及び届出保育施設等における障がい児の受入れに対する助成
52	子育て支援課	私立学校一般補助金 【再掲】(一部) (私立幼稚園特別支援教育 運営費補助金)	642,805 (うち当該事業分 107,016)		◇私立幼稚園における障がい児の受入れに対する助成

(3) 東日本大震災による避難者への支援

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
53	子育て支援課	やまがた・ふくしま子育て 支援交流事業費	1,324		◇福島県及び避難先県の子育て支援団体による研修交流会の開催
54	子育て支援課 子ども家庭課	震災避難世帯保育支援事 業費	8,699		◇東日本大震災に伴う保育料の減免に対する支援、避難家族に対する心のケア、児童福祉施設等給食に係る放射性物質モニタリングの実施
55	子育て支援課	被災児童生徒等就学支援 事業費	3,508		◇東日本大震災により県内の私立幼稚園に在園している避難児童に係る保育料等の負担軽減に対する助成

4 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男女共同参画の促進

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
56	若者活躍・男女共同参画課	男女共同参画推進事業費 (一部) (男女共同参画の推進、市町村の計画策定推進、デートDV予防)	5,776 (うち当該事業分 5,675)	拡充	◇男女共同参画に関する出前講座等の開催 ◇市町村の男女共同参画を推進するための研修会等の開催 ◇デートDV予防教育実践者セミナーの開催 ◇男女共同参画及び女性活躍の推進のための支援施策の検討に向けた県民意識・企業実態調査の実施【新規】
57	若者活躍・男女共同参画課	男女共同参画センター事業費	30,121		◇「山形県男女共同参画センター(チェリア)」における研修、団体活動支援、相談、情報提供等の実施

(2) 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの取組強化

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
58	若者活躍・男女共同参画課	男女共同参画推進事業費【再掲】(一部) (やまがた女性活躍応援連携協議会の開催)	5,776 (うち当該事業分 101)		◇女性の活躍及び職場環境の整備を推進するための「やまがた女性活躍応援連携協議会」の開催
59	若者活躍・男女共同参画課	マザーズジョブサポートセンター運営事業費	44,325		◇マザーズジョブサポート山形・庄内における女性の就労相談、仕事と子育ての両立に関する情報提供、託児サービスの提供等によるワンストップ支援の実施 ◇各地域における出張相談会の開催
60	若者活躍・男女共同参画課	共に働き共に育む社会づくり推進事業費	7,029		◇多様な分野で活躍する女性の異業種交流会の開催 ◇女性活躍推進事業及びワーク・ライフ・バランス推進事業の地域展開
61	若者活躍・男女共同参画課	やまがたウーマノミクス加速化プロジェクト事業費	33,953 (商工労働部分 10,496千円を含む)	新規	◇企業における女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進に向けたコーディネーターの配置(※商工労働部との連携事業) ◇「やまがた子育て・介護応援いきいき企業(仮称)」の認定と各種奨励金の交付等による企業の取組促進 ◇企業における女性活躍を推進する「やまがたウーマノミクス塾」の開催

5 若者が活躍できる環境づくりの推進

(1) 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
62	若者活躍・男女共同参画課	子ども知事室事業費	403		◇県政や県の事業への理解を深めるための知事と子どもたちが直接話をする「子ども知事室」の開催
63	若者活躍・男女共同参画課	青少年健全育成審議会費	2,054	拡充	◇青少年健全育成審議会の運営等に要する経費 ◇山形県子ども・若者ビジョンの改訂【新規】
64	若者活躍・男女共同参画課	青少年健全育成活動推進事業費	8,965		◇青少年の健全育成の推進に向けた県民運動情報誌「見守る目育む芽」の発行・配布 ◇「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進など、山形県青少年育成県民会議の事業等に対する補助 ◇内閣府青年国際交流事業による県内青年の派遣、外国青年の受入れ等の実施
65	若者活躍・男女共同参画課	“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動事業費	3,559		◇いじめ・非行の防止・根絶に向けた関係機関の連携による県民運動の展開 ◇県内小中学校等からの標語募集、全県的な啓発活動の実施 ◇「いじめ・非行防止セミナー(仮称)」の開催 ◇インターネットの適正利用に向けた研修会の開催

(2) 若者が活躍できる基盤づくりへの支援

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
66	若者活躍・男女共同参画課	やまがた若者地域づくり参加推進事業費	9,531		◇地域で活動する若者グループの相談受付やサポートを行うコンシェルジュ等の配置などによる活動支援 ◇若者活動の発表の場「若者まつり」の開催及び活動内容のラジオ等での情報発信
67	若者活躍・男女共同参画課	若者チャレンジ応援事業費	6,689		◇地域の元気創出に向けた若者のチャレンジ・アイデア実現に対する支援
68	若者活躍・男女共同参画課	やまがた若者顕彰事業費	367		◇「輝けやまがた若者大賞」による、若者の優れた功績・成果や地道な取組みの顕彰

(3) 社会参加に困難を有する若者への支援体制の充実強化

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
69	若者活躍・男女共同参画課	地域若者安心生活構築推進事業費	29,346		◇NPO等と連携した、ひきこもりなど社会生活に参加するうえで困難を有する若者の相談支援拠点の運営

平成31年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜平成31年度分＞

◆ 条例案件 3件

番号	案 件 名	提 案 理 由
議第60号	山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	児童指導員の資格要件に幼稚園の教諭の免許状を有する者を追加するためのもの
議第61号	山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例の制定について	青少年が携帯電話端末等により有害情報を閲覧することを防止する措置等を定めるとともに、青少年に対し当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為を禁止するためのもの
議第62号	山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について	山形県男女共同参画センターの使用料の額の適正化を図るためのもの

◆ 条例以外の案件 なし

平成31年2月定例会 議案説明会

＜子育て推進部所管の2月補正予算の概要＞

〔一般会計〕

1 総括表

(単位：千円)

平成30年度現計予算	2月補正	2月補正後
16,239,694	△386,812	15,852,882

2 主な内容

(1) 政府の補正予算への対応 141,480千円

① 保育士修学資金の貸付原資造成への支援 86,400千円

② ひとり親高等職業訓練促進資金の貸付原資造成への支援 55,080千円

(2) 事業実績等により減額する事業 (主なもの)

① 放課後児童クラブ整備推進事業 △58,603千円

② 認定こども園等整備推進事業 △29,129千円

③ 教育・保育給付事業 △302,655千円

④ 児童手当給付事業 △46,806千円

⑤ 児童扶養手当等施行事業 △10,990千円

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第23条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく<u>大学</u>において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5～7 一略一</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 一略一</p> <p>2及び3 一略一</p> <p>4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく<u>大学（短期大学を除く。）</u>において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>5～7 一略一</p>
<p>(職員)</p> <p>第28条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく<u>大学</u>において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第28条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく<u>大学（短期大学を除く。）</u>において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p>
<p>4及び5 一略一</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第30条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 児童福祉施設の職員を養成する学校等（規則で定めるものに限る。）を卒業した者</p>	<p>4及び5 一略一</p> <p>(母子支援員の資格)</p> <p>第30条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 児童福祉施設の職員を養成する学校等（規則で定めるものに限る。）を卒業した者 <u>（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p>
<p>(2)～(5) 一略一</p> <p>(職員)</p> <p>第36条 一略一</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 児童福祉施設の職員を養成する学校等（規則で定めるものに限る。）を卒業した者</p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>(5) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学</u></p>	<p>(2)～(5) 一略一</p> <p>(職員)</p> <p>第36条 一略一</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 児童福祉施設の職員を養成する学校等（規則で定めるものに限る。）を卒業した者 <u>（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p> <p>(2)～(4) 一略一</p> <p>(5) <u>教育職員免許法（昭和24年法律第147号）</u></p>

校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事）が適当と認めたもの

イ 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ～ニ 一略一

(職員)

第39条 一略一

2及び3 一略一

4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5及び6 一略一

(児童指導員の資格)

第41条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 児童福祉施設の職員を養成する学校等（規則で定めるものに限る。）を卒業した者

(2)及び(3) 一略一

(4) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5)～(8) 一略一

(9) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

(10) 一略一

第4条に規定する免許状のうち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

(6) 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事）が適当と認めたもの

イ 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ロ～ニ 一略一

(職員)

第39条 一略一

2及び3 一略一

4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5及び6 一略一

(児童指導員の資格)

第41条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 児童福祉施設の職員を養成する学校等（規則で定めるものに限る。）を卒業した者（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(2)及び(3) 一略一

(4) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(5)～(8) 一略一

(9) 教育職員免許法第4条に規定する免許状のうち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

(10) 一略一

(職員)

第45条 一略一

2～9 一略一

10 前項の心理指導担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

11 一略一

(職員)

第58条 一略一

2 一略一

3 第1項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4及び5 一略一

(職員)

第62条 一略一

2及び3 一略一

4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

5及び6 一略一

(児童自立支援専門員の資格)

第64条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)及び(2) 一略一

(職員)

第45条 一略一

2～9 一略一

10 前項の心理指導担当職員は、学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

11 一略一

(職員)

第58条 一略一

2 一略一

3 第1項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

4及び5 一略一

(職員)

第62条 一略一

2及び3 一略一

4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法に基づく大学 (短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有するものでなければならない。

5及び6 一略一

(児童自立支援専門員の資格)

第64条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)及び(2) 一略一

(3) 児童自立支援専門員を養成する学校等
(規則で定めるものに限る。)を卒業した者

(4) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定める期間の合計が2年以上であるもの

(5)～(7) ー略ー

(8) 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

(3) 児童自立支援専門員を養成する学校等
(規則で定めるものに限る。)を卒業した者
(学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

(4) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定める期間の合計が2年以上であるもの

(5)～(7) ー略ー

(8) 教育職員免許法第4条に規定する免許状のうち小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したものの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの

山形県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(定義)	(定義)
第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 一略一	(1) 一略一
	(1)の2 <u>児童ポルノ等 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。</u>
(2)～(11) 一略一	(2)～(11) 一略一
(基本理念)	(基本理念)
第3条の2 一略一	第3条の2 一略一
2 青少年の健全な育成は、 <u>すべての</u> 県民の協力の下に、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において行われなければならない。	2 青少年の健全な育成は、 <u>幼児期からの道徳教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで重要なものであることを踏まえ、全ての</u> 県民の協力の下に、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において行われなければならない。
3及び4 一略一	3及び4 一略一
	5 <u>青少年の健全な育成は、全ての県民が、青少年に対し、児童ポルノ等の提供を求める行為その他の青少年の健全な育成を阻害する行為が行われることがあつてはならないという規範意識を持つことによつて行われなければならない。</u>
	6 <u>青少年の健全な育成は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が、インターネットの利用による青少年の身体的又は精神的な被害を防止するために必要であるとの認識の下に、行われなければならない。</u>
(青少年の努力)	(青少年の努力)
第6条の4 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、 <u>自ら</u> 、心身ともに健全に成長するよう努力するものとする。	第6条の4 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、 <u>自らを律して</u> 、心身ともに健全に成長するよう努力するものとする。
(インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止)	(インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止)
第11条の4 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が <u>第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報</u> その他の青少年の健全な育成を阻害す	第11条の4 何人も、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が <u>青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法</u>

るおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の当該情報の閲覧又は視聴を制限することができる仕組みをいう。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

3 一略一

律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。）と認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報を一定の基準に基づき選別した上インターネットを利用する者の当該情報の閲覧又は視聴を制限することができる仕組みをいう。次項において同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう努めなければならない。

3 インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者をいう。）及びインターネットと接続する機能を有する機器の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他の必要な情報を提供しよう努めなければならない。

4 一略一

（携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置）

第11条の5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条各号に掲げる事項について説明するときは、併せて、規則で定める事項について説明するとともに、これらの事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提供しなければならない。

- 2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。）を利用しない旨の申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）に対し、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることを希望しない旨の申出をする場合にあつては携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録（以下「書面等」という。）を提出しなければならない。
- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により書面等の提出を受けた場合は、当該書面等の提出を受けて締結した役務提供契約（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。）が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）を使用する青少年が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面等又は前項の書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。
- 4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第1項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、第4項の勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第13条の2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

(2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

(入れ墨の禁止)

第13条の3 一略一

(立入調査等)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

(1)～(4) 一略一

(5) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所

(6) 一略一

2～5 一略一

第27条 一略一

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 一略一

(2) 第13条の3の規定に違反した者

3 第13条の2又は第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

4及び5 一略一

6 第13条、第13条の3又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(入れ墨の禁止)

第13条の2 一略一

(立入調査等)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

(1)～(4) 一略一

(5) 一略一

2～5 一略一

第27条 一略一

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 一略一

(2) 第13条の2の規定に違反した者

3 第15条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

4及び5 一略一

6 第13条、第13条の2又は第15条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項から第4項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表			別表		
名称	単位	金額	名称	単位	金額
学習室	1 室 1 時間 当たり	590円	学習室	1 室 1 時間 当たり	600円
保育設備付き 学習室	1 室 1 時間 当たり	240円	保育設備付き 学習室	1 室 1 時間 当たり	250円
備考 1～4 一略一			備考 1～4 一略一		